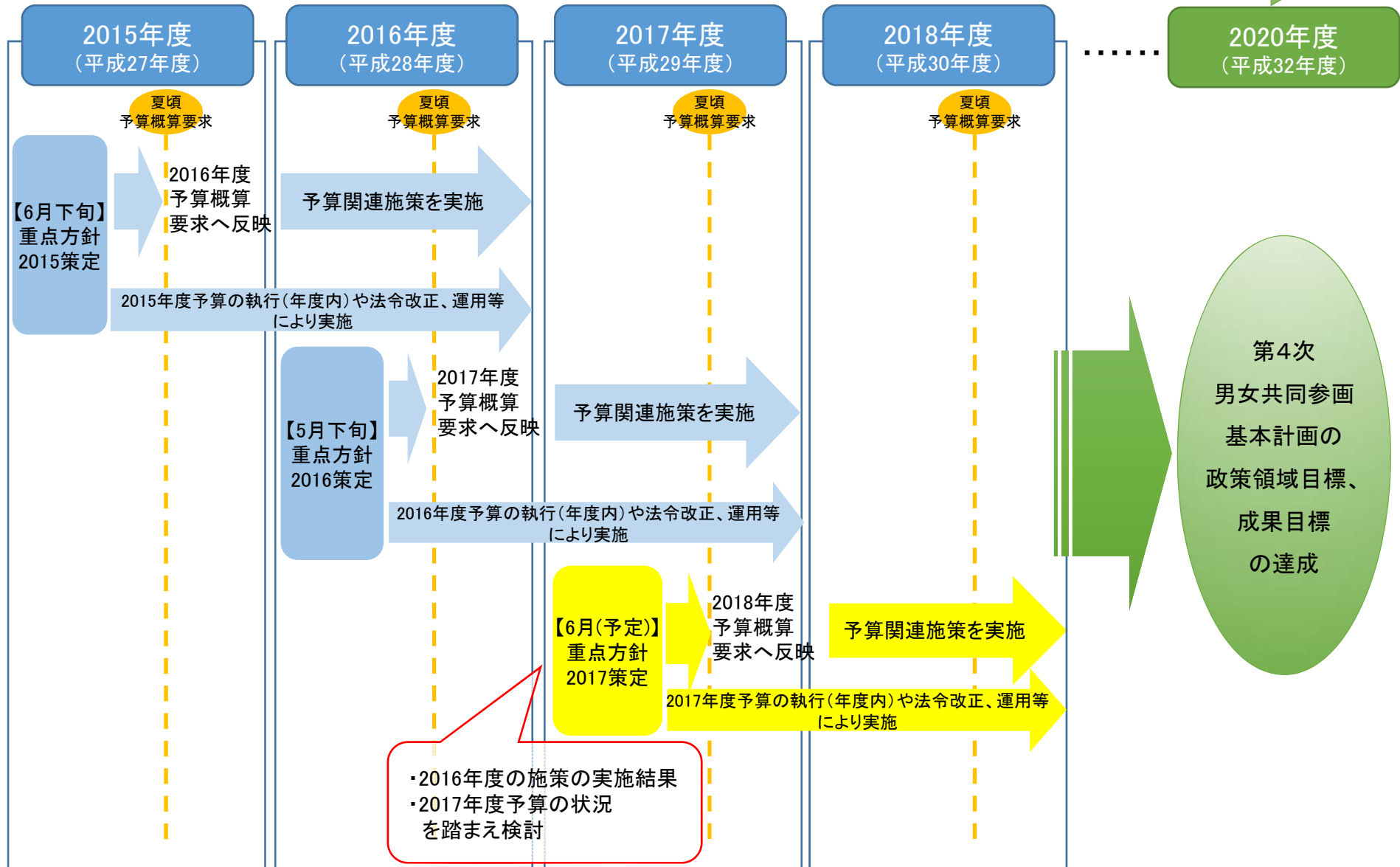


「女性活躍加速のための重点方針」の流れ

第4次男女共同参画基本計画



「女性活躍加速のための重点方針 2017」の検討方針について

平成 29 年 3 月 24 日
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

基本的な考え方

- 「第 4 次男女共同参画基本計画」に掲げた成果目標を着実に達成するため、取組を更に加速させていく。
- 昨年 4 月に女性活躍推進法が完全施行したことにより、国・地方公共団体及び民間事業主において行動計画の策定が進むなど、我が国における女性活躍推進のための制度的枠組みは構築されつつあり、制度に基づいた取組の徹底を図る段階にきている。
また、女性活躍に不可欠である働き方改革や男性の暮らし方・意識の変革については、引き続き政府を挙げて取り組んでいく必要がある。
- 今後は、女性活躍情報の資本市場・労働市場における見える化・活用促進、地域における取組の促進等、各界各層における女性活躍推進のための自律的な取組を促進することが重要となる。
- さらに、女性が活躍していくための前提となる安全で安心な暮らしの基盤整備のため、女性に対する暴力の根絶に向けた取組みを加速する必要がある。
- すべての女性が輝く社会づくり本部における 5 月下旬から 6 月上旬目途の策定に向けて、重点方針専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会において調査審議を行い、男女共同参画会議として意見を取りまとめる。

検討する主な具体策（素案）

- 女性活躍に資する働き方改革の推進
 - ・ 長時間労働の削減（罰則付き時間外労働の上限規制の導入、過労死等防止対策の推進等）
 - ・ 多様な働き方の推進（テレワークに関するガイドラインの改正、ICT 技術を活用したテレワークの推進、助成金によるテレワークの推進、テレワークの国民運動化のための施策検討、仕事と治療の両立に係る環境の整備等）
 - ・ 非正規雇用労働者の待遇改善（同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備、キャリアアップ助成金をはじめとした非正規雇用労働者の待遇改善の推進等）

- ・ **WLB 推進の加速**（地方公共団体や民間企業等における WLB 等の取組を評価する調達の推進、同調達の推進のための情報提供の充実等）
- **男性の暮らし方・意識の変革**
 - ・ **男性の家事・育児等への参画機会の創出**（男性の配偶者出産休暇、企業へのインセンティブ付与等による育児休業・育児休暇等の取得促進等）
 - ・ **男性が家事・育児等を行う意義の理解促進**（各界トップとの連携、国民の理解促進に向けた広報展開等）
 - ・ **家事・育児等を軽減する取組の推進**（乳幼児連れでの外出時の負担軽減、乳児用液体ミルクの開発・普及に向けた取組の推進等）
- **あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成**
 - ・ **女性活躍情報の資本市場・労働市場における見える化・活用促進**（女性活躍推進法に基づく一覧性をもった情報公表の徹底、ESG 投資など資本市場における女性活躍情報の活用の促進、女性リーダーの育成等）
 - ・ **女性が活躍しやすい環境の整備**（リカレント教育受講に対する支援や再就職に向けた職業訓練の充実、国会提出中の育児・介護休業法改正法案等に基づく育児・介護休業の更なる取得促進、理工系分野における女性参画拡大の加速、女性の起業への支援、企業等の組織トップのコミットメント拡大、女性アスリートや女性研究者等の活躍のための環境整備等）
 - ・ **地域における女性活躍の取組の促進**（企業や経営者団体が主体となる地域ぐるみの取組への支援、地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進、地域における企業等の取組の好事例の収集・情報提供、自治会における女性活躍の推進等）
 - ・ **国際的な取組の推進**（アジア・太平洋諸国を中心とした交流の促進、国際機関の邦人女性職員の増加に向けた取組等）
- **女性の安全・安心な暮らしの実現**
 - ・ **性犯罪、ストーカー事案、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進**（ワンストップ支援センターの設置の促進、児童の性的搾取等に係る対策の推進、若年層を対象とした性的な暴力に関する実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化等）
- **女性活躍の視点に立った制度等の整備**
 - ・ **子育て・介護の支援基盤の整備**（待機児童解消、介護離職ゼロに向けた子育て・介護基盤の整備、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業への助成措置を実施等）
 - ・ **社会保障制度等の見直し等**（配偶者控除等の見直しを受けた取組、旧姓使用の拡大等）

男女共同参画会議(第51回)議事要旨

日時：平成29年3月24日(金) 17:10～17:50

場所：総理大臣官邸2階小ホール

【出席者】

議長	菅	義偉	内閣官房長官
議員	金田	勝年	法務大臣
同	岸田	文雄	外務大臣(代理 岸 信夫 外務副大臣)
同	麻生	太郎	財務大臣(代理 木原 稔 財務副大臣)
同	松野	博一	文部科学大臣(代理 義家 弘介 文部科学副大臣)
同	塩崎	恭久	厚生労働大臣(代理 古屋 範子 厚生労働副大臣)
同	山本	有二	農林水産大臣
同	山本	公一	環境大臣
同	松本	純	国家公安委員会委員長
同	加藤	勝信	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	家本	賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
同	柿沼	トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	小西	聖子	武蔵野大学人間科学部長
同	志賀	俊之	日産自動車株式会社取締役副会長
同	高橋	史朗	明星大学特別教授
同	辻村	みよ子	明治大学法科大学院教授
同	松田	美幸	福岡県男女共同参画センターあすばる館長
同	室伏	きみ子	お茶の水女子大学長
同	芳野	友子	日本労働組合総連合会副会長
出席者	石原	宏高	内閣府副大臣
同	豊田	俊郎	内閣府大臣政務官
同	長坂	康正	復興大臣政務官
同	富樫	博之	総務大臣政務官
同	中川	俊直	経済産業大臣政務官
同	根本	幸典	国土交通大臣政務官
同	小林	鷹之	防衛大臣政務官
同	萩生田	光一	内閣官房副長官
同	杉田	和博	内閣官房副長官

【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等について
- (2) 男性の暮らし方・意識の変革について
- (3) 「女性活躍加速のための重点方針2017」の策定に向けた検討方針について

3 閉会

【配布資料】

- 資料1-1 女性に対する暴力に関する専門調査会報告書概要
- 資料1-2 女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題 ～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～」
- 資料1-3 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する当面の対応について（加藤大臣提出資料）
- 資料2-1 男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会報告書概要
- 資料2-2 男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会報告書「男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策 ～未来を拓く男性の家事・育児等への参画～」
- 資料3 「女性活躍加速のための重点方針2017」の検討方針について（加藤大臣提出資料）
- 資料4-1 国際指標に示された日本の男女共同参画の現状について（辻村議員提出資料）
- 資料4-2 高齢女性が抱える経済、健康、社会問題（松田議員提出資料）
- 資料4-3 第51回男女共同参画会議議題に関する意見（林議員提出資料）
- 資料5 男女共同参画会議議員名簿

1. 開会

○冒頭、加藤大臣からこの3月に改選を行った旨発言があった。[資料5](#)

2. 議題

(1) いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等について

○女性に対する暴力に関する専門調査会長の辻村議員より、女性に対する暴力に関する専門調査会報告書について説明があった。[資料1-1](#) [資料1-2](#)

- ・調査の背景には、近年、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性的な被害に遭うという問題や、本人の意思に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要する問題などが発生している状況がある。
- ・当専門調査会では、4回にわたりヒアリングを実施するとともに、内閣府男女共同参画局が実施したインターネット調査結果も踏まえ、現状と課題を整理した報告書を、去る3月14日に取りまとめ、公表した。
- ・報告書では、「JKビジネス」やアダルトビデオへの出演強要について、その危険性や被害者の状況、若年層の意識、行政機関や民間団体などの取組状況を整理するとともに、「今後の課題」として「更なる実態把握」「取締り等の強化」「教育・啓発の強化」「相談体制の充実・強化」「保護・自立支援の取組強化」を掲げている。
- ・当専門調査会としても、随時進捗状況のフォローアップを実施したいと考えているところ、政府においては、今月21日に関係府省対策会議を設置し、この後、各大臣から緊急の取組について報告していただくと承知している。この取組が速やかに、かつ着実に実施されることを期待している。

○辻村議員の報告を受け、加藤大臣から、関係府省が連携して必要な対策を早急に講じていくため、官房長官の御指示も踏まえ、私を議長とし、関係7府省の部局長を構成員とする対策会議を設置した旨の発言があり、引き続いて、各府省における今後の取組、特に4月から緊急に高ずる取組を中心に報告があった。[資料1-3](#)

(加藤大臣)

- ・内閣府では、4月から相談窓口の周知と、注意喚起などを図るため、ホームページを作成するとともに、さまざまな媒体を用いて、広報啓発を強化したいと考えている。
- ・困ったときはまずここに相談をしてくださいという入り口になる相談窓口の周知を図りたいと考えている。
- ・政府広報としては、若い女性が多く利用しているインターネットを使った広報を中心に検討しており、4月にはスマートフォン向けサイトのバナー広告を実施する予定。
- ・このほか、若年層の性的な暴力の被害者支援を行っている民間団体の協力を得て、被害実態のさらなる調査を行うとともに、被害者に対する相談・支援のあり方についても検討する。

(松本国家公安委員会委員長・消費者担当大臣)

- ・この種の事犯に対しては、各種法令を適用した厳正な取り締まりを推進するとともに、4月から5月にかけて緊急に講ずる対策として、アダルトビデオのスカウトに対する街頭での指導、警告、街頭補導の強化による「JKビジネス」で稼働する児童に対する指導、助言の取組を行う。
- ・また、教育・啓発の取組として、4月からの新学期にあわせ、学校等関係機関と連携し、新入学時における呼びかけ、被害防止教室の開催等、高校生、大学生等が被害に遭わないための教育・啓発活動を強化する。
- ・さらに、相談体制の充実のため、こうした教育・啓発の機会を、警察のホームページを始めとしたさまざまな媒体を活用し、警察署、交番等の相談窓口でこれらの事案に関する相談を24時間365日受け付けている旨を呼びかけるなどの、相談窓口の周知を図るとともに、相談にかかわる担当のスキルアップに向けた取組を進める。
- ・消費者行政としては、国民生活センターや全国各地の消費生活センターにおいて、消費者からのさまざまな相談を受け付けており、相談内容に応じ、消費生活相談員が助言等を行っているところ、今後、これらの機関にアダルトビデオ出演強要問題に関する相談が持ち込まれた場合には、案件に応じて適切に警察、法テラス等の専門機関の紹介が行われるよう取り組む。
- ・また、国民生活センターにおいては、平成28年11月に、タレント・モデル契約に関する消費者トラブルとあわせて、アダルトビデオ出演強要問題に関する注意喚起を行ったところであり、関係省庁と連携しつつ、今後も注意喚起等の対応を行う。

(金田法務大臣)

- ・法務省の人権擁護機関においては、被害者から被害申告を受けた場合には、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じているところ。特にインターネット上の人権侵害情報については、その情報の掲載がプライバシー侵害や名誉毀損等の違法な人権侵害に該当すると認められる場合には、当該情報の削除をプロバイダー等に要請するなどの対応を行っている。
- ・また、法テラス（日本司法支援センター）においては、犯罪被害者支援の一環として、相談窓口の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行っている。
- ・さらに、検察当局においても、関係法令を積極的に適用するなど、厳正に対処しており、引き続き、適切に対処されるものと承知。

(義家文部科学副大臣)

- ・文部科学省では、若年層が性的な暴力被害に遭う危険性が高いと考えられる、新生活がスタートする4月を捉えて、特に新入生に対して、性的な暴力の被害を予防する観点から、入学ガイダンスなどの機会に十分な注意喚起を行うとともに、必要な指導が行われるよう、大学等の関係機関に対して要請した。

- ・また、子供たちが被害に遭うことのないよう、情報モラル教育の推進、安全教育の一環としての防犯教育の推進等を実施しているが、今後もさらなる充実を図ってまいる。

(古屋厚生労働副大臣)

- ・厚生労働省としては具体的には、関係機関や民間支援団体と連携した適切な相談体制の整備、家庭に困難を抱える被害者等の居場所づくりや、心理的ケア、生活の立て直し・自立に向けた支援、また、事業者等に対する労働関係法令の効果的な周知広報について、関係省庁と連携しながら、迅速に取り組んでまいる。

(冨樫総務大臣政務官)

- ・総務省では、インターネット上に流通した情報による被害に関する一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等について助言を行う「違法・有害情報相談センター」を設置・運営している。
- ・このセンターに寄せられる相談事項等について、適宜関係省庁への提供、共有を図るとともに、関係省庁の取組内容についても、必要に応じて関係事業者にも周知等を行い、この問題にしっかりと対応してまいりたい。

(加藤大臣)

- ・4月からの新年度に適切に対応できるよう、3月中に第2回の対策会議を開催し、緊急に講ずる対応策の取りまとめを図るとともに、5月中旬を目途に今後の政府の取組方針を取りまとめたい。関係各大臣には、引き続きの御対応、御協力をよろしくお願い申し上げる。

(2) 男性の暮らし方・意識の変革について

○男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会長の家本議員より報告書について説明があった。 [資料2-1](#) [資料2-2](#)

- ・女性活躍推進に向けた取組が進む一方で、男性が家事・育児等をみずからのことと捉え、主体的に参画する動きは、まだ我が国においては進んでいないのが現状。我が国の家事・育児関連時間では、男女間で7倍の差があり、欧米の主要国と比較した場合、男性が家事に携わる時間に特に大きな差が見られる。
- ・男性の暮らし方・意識の変革により、家庭では夫婦間の満足度向上、子供への好影響が期待されるほか、職業生活上も段取り力やコミュニケーション能力の向上など、更には業務の効率化や生産性向上など多くのプラス面がある。また、少子化対策としても有効。
- ・具体的な取組としては、第1に、男性が家事・育児等を行う意義の理解促進について、各界トップを巻き込んだ連携や男性の家事のポジティブイメージの発信、世論の形成。

第2に、育児休業・育児休暇等の取得に関する強力な促進や、地方公共団体等における食育関連事業等との連携促進。第3に、乳児用の液体ミルクの開発・普及など、家事・育児等の負担を軽減する取組の推進。

- ・男性がより積極的に家事や育児に参画することは、我が国の未来を拓くことにもつながると確信。男性が家事・育児等にかかわることは、女性活躍や働き方の改革とも表裏一体。政府におかれては、本提言も踏まえ、具体的な取組を検討いただき、着実に実行に移していただきたい。

○加藤大臣より、同専門調査会については、この報告書の取りまとめをもって設置目的を果たしたため、終了とする旨の発言があった。

(3) 「女性活躍加速のための重点方針2017」の策定に向けた検討方針について

○加藤大臣より「女性活躍加速のための重点方針2017」の検討方針について提案。資料3

- ・来月、女性活躍推進法が完全施行して1年となるが、制度的枠組みは構築されつつあると認識。今後は、この枠組みに基づく取組を徹底する段階。
- ・さらに、我が国において、女性活躍を加速するためには、各界各層における自律的な取組を加速させることが非常に重要。また、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等については、早急な対策の実施が求められている。
- ・重点方針2017には、このような基本的な考え方を踏まえ、重点的に進めるべき具体策を盛り込んでいく必要がある。

○これまでの報告・提案を受け、議員から以下のような意見が述べられた。

(柿沼議員)

- ・今回、「JKビジネス」とアダルトビデオ等の違法行為に対する罰則というのを全部読んでみた。職業安定法、児童福祉法、それぞれ児童に関する保護等に関する法律も整備されつつあるが、要は実行力。ぜひ人権確保の視点から、悪質な業者に対し、行政の境を超えてしっかりとした取り締まりを実施していただきたい。
- ・これからの長寿社会において、男性も生涯にわたり人間として地域で暮らせる社会人としての生きる力、実践力を身につけていただく必要がある。年代を超えて食育あるいは家事セミナー等、家庭内の仕事や実習促進を進めていく必要がある。
- ・また、リタイアした人向けに男性の暮らし方、実践力を身につける講座の開設を進める必要がある。
- ・女性活躍推進法が成立し、管理的女性の増加が見られつつあるほか、公共調達、なでしこ銘柄等女性活躍推進のためのメニューが用意されているが、地方まではその動きが活発となっておらず、今後はこれを全国に拡大していくことが大事。

(小西議員)

- ・私は精神科医で、今、特に性暴力被害者のトラウマ治療を専門的にやっているが、臨床では約3分の1の方が未成年。特に高校生ぐらいの被害者はとても多い。
- ・トラウマ体験の被害は、その後の人生に非常に深刻な影響を及ぼすことがわかっているが、性暴力被害はいろいろな体験の中でとりわけ影響が大きいものとして、国際的にも研究で証明されている。
- ・こういう未成年の被害者の特徴というのは、被害に遭ったこと自体が受け入れられなくて、そのことをなかったことにしたいという気持ちがとても強い。そのためにもむしろ被害を否認してしまっ、何でもないことのように振る舞い、一方で、むしろ危険な性的行動、自傷行為や不登校など行動的な側面に影響が出てくるというのが特徴であり、支援の難しいところ。
- ・このような若年者の不安定さや孤立感、あるいはタレント、モデルになりたいという希望を利用して、実際にAVの強要などが行われている事例も実際に経験している。そういう点では、若年者の性的被害に対する支援というのはかなり積極的にやらなければいけないことだということをずっと思っている。

(志賀議員)

- ・日産自動車は多様性を企業戦略の根幹に捉えて、2004年から女性の活躍推進に取り組んできたが、女性管理職は9.1%。グローバルで見ると大変低い。製造業の中では比較的頑張っているほうだということで、役員、部長クラスまで数値目標を持たせて、相当お尻をたたきながらやっているが、正直、苦しくなってきた。
- ・会社としては、社内の託児所の設置や育児休暇等、ハード、ソフト両方で一生懸命支援をしているが、家事・育児と仕事の両立というステージに入ってくると、会社が「女性頑張れ」「管理職目指せ」とやればやるほど苦勞を女性一人に押しつけている状態になるということで、女性の背中也押すけれど、男性にしっかりと家事・育児に取り組んでもらおうという活動を2～3年前から始めている。
- ・地道な活動を続けることにより、徐々に男性社員のマインドが変わるのかなと思っているが、こういう活動が全国に広がるように、ぜひ政府として取り組まれている長時間労働の是正、働き方改革の中でも、男性の家事・育児参画を積極的にアピールして、具体的ないろいろなインセンティブを通じて、日本社会が変わるようにやっていただきたい。

(高橋議員)

- ・「子育て・介護の支援基盤の整備」に関して教育的観点から意見を申し述べたい。
- ・渡辺京二著『逝きし世の面影』によれば、幕末から明治の初めにかけて来日した欧米人の多くが、当時の日本を「子供の樂園」と述べている。
- ・しかし、今日では子供の成育環境が一変し、『母という病』『父という病』が全国に

広がり、子育てをしている母親が孤立し、児童虐待や育児放棄が広がっている。

- ・報道によれば、こうした家庭基盤の崩壊という現状を踏まえて、家庭教育支援法制定の準備が進められているようであり、こうした新たな動向を踏まえて、女性が働きやすい環境整備という労働・雇用の観点とともに、子供の幸福、最善の利益を尊重し、親子の絆を深め、親の育ちを支援し、親子がきちんと向き合えるための環境を整備するという教育的観点との両立を図ることが重要である。

(辻村議員)

- ・女性に対する暴力に関しては、若年層を対象とした問題への取組のほか、強姦罪の見直し法案、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、ストーカー規制法の改正に対する適切な対応、市町村への配偶者暴力相談支援センターの設置促進など、たくさんの課題がある。重点方針においても、これらの課題について取り上げていき、各大臣におかれても、暴力の根絶に向けた積極的な取組をお願いしたい。
- ・ジェンダーギャップ指数が昨年10月に公表され、日本は調査対象144カ国中111位であり、昨年と比較して順位を10下げてしまった。これは政治分野に極めて問題があり、ほかの国ではポジティブアクション、クオータ制等を導入して改善しているということ。[資料4-1](#)
- ・I P U作成の女性国会議員の比率の世界ランキングにおいても、2017年1月現在で193カ国中日本は163位。他国はクオータ制等を導入しており、日本が積極的な取組をしないと今後もどんどん遅れてくると思われるので、重点方針でも政治分野について明記して、協力していただきたい。[資料4-1](#)

(松田議員)

- ・日本の高齢女性が抱える経済的な問題、健康、社会的問題というのは、それまでの人生のさまざまな性別による不平等が凝縮されており、高齢者の生活を守るためには、もっとジェンダーに敏感な政策や取組が必要。[資料4-2](#)
- ・今回の重点方針2017には、超高齢社会への対応のためにこそ女性活躍が必要だという視点が見えないのではないか。
- ・日本の高齢者の介助を担っている男性と女性の割合は30倍違う。ほかのアメリカ、ドイツ、スウェーデンを見ても、これだけ男女の差がある国はない。極端に女性の負担が大きいということは、高齢女性が地域の活動等さまざまな社会参画の機会を奪われて、子育て支援や地域防災などに貢献できる人材が活用されないということ。
- ・自治体でも成功している地域では、自治会役員にクオータ制を入れたり、パリティを導入したりしているので、ぜひ政府としても基礎自治体の方々がそういうポジティブアクションを地域活動に導入して推進できるように御支援いただけたらと思う。

(室伏議員)

- ・今、私たちの社会は地球規模のさまざまな課題を抱えているが、新たな道を開くためには多様な視点からの科学技術イノベーションの必要性がうたわれており、特に、女性の視点の導入と、そのための理工系女性人材の育成及び活動の確保、拡充が不可欠。
- ・お茶の水女子大学では、創設当初から理系女性人材の育成を推進して、すぐれた教育者、科学者、研究者を数多く輩出してきた。更に、初等中等教育段階の女子生徒・児童、教員等を対象にして、理工系分野を女性たちが学ぶことで、将来の道が大きく広がるということを伝える活動を続けている。今後は、さらに他の大学、研究機関、企業、地域と連携し、我が国の理工系女性人材の育成、活躍促進のために努力したい。

(芳野議員)

- ・女性活躍推進法が完全施行されたが、労働者までこの法律の存在が余り浸透していないという声が出ている。企業の中では女性向けの管理職研修や、女性の部下を持つ管理職の研修など様々な取組が始まっているが、この取組が女性活躍推進法と結びついていないというところが見受けられるので、法律の実効性を高めるための取組もお願いしたい。
- ・もう一点は、男性の働き方、暮らし方・意識の変革が項目として入っているが、意識啓発にとどまらず、長時間労働の是正、その前提にある性別役割分担意識の払拭、ジェンダーハラスメントの問題についての取組もお願いしたい。
- ・最後に一言だけ、この男女共同参画会議において、旧姓での発令が今回から認められたと聞いた。こうした点についてもしっかりと取組を強化していただければと思う。

(加藤大臣)

- ・林議員から書面にて意見の提出がある。資料 4 - 3
- ・大変恐縮であるが、それぞれの大臣の方から発言いただく時間がないため、必要があれば、後ほど書面等で意見を提出いただければと思う。

○「重点方針2017」については、議員からの意見も踏まえつつ、資料の方針に沿って重点方針専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会において、調査検討を進めることとなった。

○最後に、議長である菅官房長官から御発言があった。

- ・本日は、新しいメンバーの下、初めての会合になったが、活発な御議論をいただき感謝。また、両専門調査会長におかれては、報告書を取りまとめていただき、感謝。
- ・いわゆるアダルトビデオへの出演強要問題や「JKビジネス」問題など、若年層の女性を狙った性的な暴力の問題は極めて重大な人権侵害。

- ・間もなく4月になり、進学や就職など、若者の生活環境が大きく変わる時期になる。本日関係大臣から、3月中に取りまとめる予定の緊急に講ずる具体的な対応策について御報告があったが、内閣府を中心に各府省との連携を高める検討を再度行い、実効性のあるものにしていただきたい。
- ・また、引き続き加藤大臣を中心に、政府一丸となって検討をすすめ、5月中旬を目途に今後の取組方針をまとめていただきたい。
- ・昨年4月に女性活躍推進法が完全施行され、今後はこの制度的枠組みを基盤として、各界各層における女性活躍のための自律的な取組を促進する段階に入る。各府省におかれては、本日の有識者の皆さんからの意見や、今後の重点方針専門調査会等の議論も踏まえ、重点方針2017に盛り込まれるべき施策の具体化を進めていただきたい。

以上

重点方針2017の今後のスケジュール等について

女性活躍加速のための重点方針

- ✓ 「第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)」に基づき、女性活躍の加速に向け、毎年度の各府省の概算要求に反映させることを念頭に、重点的に取り組むべき事項を取りまとめるもの
- ✓ 男女共同参画会議において「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」を政府に対する意見として会議決定し、これを踏まえ、すべての女性が輝く社会づくり本部において策定

重点方針2017の検討に当たっての基本的な考え方

- ✓ 女性活躍推進法の枠組みに基づく取組の徹底
- ✓ 働き方改革及び男性の暮らし方・意識の変革の推進
- ✓ 各界各層における女性活躍推進のための自律的な取組の推進
- ✓ 女性に対する暴力の根絶の加速

今後のスケジュール

3月24日 第51回男女共同参画会議
・重点取組事項の議論のキックオフ

3月30日 第6回重点方針専門調査会
・重点取組事項の検討開始

重点方針専門調査会
において議論
(2回程度開催)

暴力専門調査会
において議論
(2回程度開催)

5月中旬 第9回重点方針専門調査会
・重点取組事項の取りまとめ

5月中下旬 第52回男女共同参画会議
・重点取組事項の決定

5月下旬
～6月上旬 第6回すべての女性が輝く社会づくり本部
・重点方針2017の決定